

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正について

お客さまへの大切なお知らせ

お取引目的、職業／事業内容などを確認させていただきます

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されました。
これに伴い、平成25年4月1日以降、従来の本人確認（氏名・住所および生年月日等）に加え、職業や取引目的等も確認させていただくこととなりました。
（これを「お取引時確認」といいます。）
つきましては、既にお取引をいただいている法人のお客さまが、お取引を行われる場合は、「法人のお客さまのために取引を行っていることを確認できる書類（社員証・委任状ほか）」、または、電話によるご確認をさせていただきます。
「お取引時確認」ができない場合は、お取引をお断りすることがございます。
何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

「お取引時確認」が必要な主な取引

1. 200万円を超える現金・持参人払式小切手の入出金
2. 10万円を超える現金振込・持参人払式小切手による現金の受取り
3. 200万円を超える預金口座からの振込
（平成25年9月2日から、お取扱いを開始します。）
4. 新たな口座の開設、貸金庫の取引開始
5. 融資取引、出資金加入
6. その他必要に応じ、取引時に確認させていただく場合があります。

なお、上記4、5、6のお取引時に「お取引時確認」が出来ていない場合は、定款もしくは登記事項証明書等の確認資料が必要となります。

お客さまへの確認事項と確認書類

◇従来の本人確認事項

◆平成25年4月1日からの追加確認事項

	確認事項	確認書類（*1）（原本をお持ちください）
個人のお客さま	◇氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○健康保険証 ○国民年金手帳 ○旅券（パスポート） ○在留カード等のうちいずれか ※ ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方についての氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引をおこなっていることを書面等で確認させていただくほか、当庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
	◆職業	お持ちいただくものではありません。 （窓口等で確認させていただきます）
	◆取引を行う目的	
法人のお客さま （*2）	◇名称、本店や主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	◇来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されている確認書類、および法人のお客さまのために取引を行っていることを確認できる書面等（社員証等）
	◆事業内容	○登記事項証明書 ○定款 等
	◆取引を行う目的	お持ちいただくものではありません （窓口等で確認させていただきます）
	◆議決権保有率が、25%超の方の有無・氏名・住所・生年月日	お持ちいただくものではありません （窓口等で確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえご来店ください）

（*1）すでに「お取引時確認」手続を済まされたお客さまにつきましては、確認事項をご提示いただく代わりに、通帳・キャッシュカードの提示などにより「お取引時確認」をさせていただくことがあります。

（*2）事業内容等の確認のため、同法で定められた書類（上記）以外のご提示をお願いすることがあります。

その他

引き続き、ATMでは、10万円を超える現金によるお振込はお取り扱いできません。
おそれ入りますが、キャッシュカードによるお振り込み、または窓口等でのお手続きをお願い申し上げます。